

5月8日（金）

【件名】臨時休業に伴う給食費についてのお知らせ

5月31日までの臨時休業による5月分・6月分給食費について

日頃から学校給食の運営にご理解ご協力を賜り誠にありがとうございます。
北九州市教育委員会より、臨時休業に伴い、5月分・6月分給食費について、
以下のとおり取扱うこととする連絡がありました。

保護者の皆さまにおかれましては、趣旨をご理解の上、給食費の取扱いについて
ご協力いただきますようお願いいたします。

1 5月分の給食費について
徴収しません。

2 6月分の給食費について
6月分の給食費の取扱いについては、給食再開の時期等が確定しましたら、
追ってご連絡いたします。